費、配電費、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

3　［略］

⑴　［略］

営業収益

電気事業営業収益

［略］

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものを除く。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第

3　［略］

⑴　［略］

営業収益

電気事業営業収益

［略］

電力料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［新設］

［略］

再エネ特措法交付金　特定需要・一般需要外部門

［略］

営業費用

電気事業営業費用

［略］

他社購入電力料

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額に限る。）　特定需要・一般需要外部門

く。）、火力発電費（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費（発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、変電費（発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、配電費（発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。